

決算特別委員会会議録

日時 平成23年11月10日(木) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後1時47分

場所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 山田 一功
委員 前島 茂松 皆川 巖 武川 勉 望月 清賢
鈴木 幹夫 望月 勝 白壁 賢一 齋藤 公夫
山下 政樹 早川 浩 永井 学 土橋 亨
飯島 修 望月 利樹 小越 智子

委員欠席者 安本 美紀

説明のため出席した者

企画県民部長 丹澤 博 企画県民部理事 河野 義彦 企画県民部次長 藤江 昭
企画課長 相原 繁博 世界遺産推進課長 市川 満
北富士演習場対策課長 中田 政孝 情報政策課長 伏見 健 統計調査課長 前嶋 修
県民生活・男女参画課長 小松 万知代 消費生活安全課長 前沢 喜直
生涯学習文化課長 青嶋 洋和 国民文化祭課長 平井 敏男

リニア交通局長 小池 一男 リニア交通局次長 矢島 孝雄
リニア推進課長 田中 俊郎 交通政策課長 大柴 節美

総務部長 田中 聖也 防災危機管理監 安藤 輝雄 総務部理事 小幡 尚弘
総務部次長 田中 宏 総務部次長(人事課長事務取扱) 原間 敏彦
職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子 税務課長 上小澤 始
管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也 市町村課長 伊藤 好彦
消防防災課長 宮原 健一

産業労働部長 新津 修 産業労働部次長 堀内 浩将
産業労働部次長(産業集積推進課長事務取扱) 高根 明雄 産業政策課長 望月 明雄
海外展開・成長分野推進室長 内藤 正浩 商業振興金融課長 赤池 隆広
産業支援課長 藤本 勝彦 労政雇用課長 塚原 稔 産業人材課長 二茅 達夫

知事政策局長 平出 亘 知事政策局次長 岩波 輝明
知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 山下 誠
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 渡辺 祐一
知事政策局参事 桐原 篤 知事政策局東日本大震災支援対策室長 駒井 和彦

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男 福祉保健部次長 市川 由美
福祉保健部参事 山本 裕位 福祉保健総務課長 鈴木 治喜
監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 布施 智樹 国保援護課長 中澤 卓夫
児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 篠原 昭彦 医務課長 吉原 美幸

衛生薬務課長 渡邊 伊正 健康増進課長 大澤 英司

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 加藤 啓
農政部技監 齋藤 辰哉 農政総務課長 興石 隆治 農村振興課長 山本 重高
果樹食品流通課長 西野 孝 農産物販売戦略室長 小野 光明
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 樋川 宗雄
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

出納局次長（会計課長事務取扱） 吉田 泉

議題 認第1号 平成22年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成22年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 総括審査は、決算状況の質疑とともに、意見がある場合は合わせて発言願ひ、意見書の提出があった委員には、意見書記載の意見とあわせて発言を願った。

審査の順序は、認第1号議案について午前10時02分から午前11時35分まで企画県民部、リニア交通局、総務部及び産業労働部関係、午後1時00分から午後1時47分まで知事政策局、福祉保健部及び農政部の総括審査を行った。

質疑 企画県民部、リニア交通局、総務部、産業労働部関係

（歳入総計について）

前島委員 意見書を提出させていただきました趣旨に基づきまして、総括審議をお願いしたいと思っております。

まず、一般会計の歳入の総計について、皆さん方が厳しい財政環境の中でいろいろ御努力をされているその意を評価しつつも、議会の立場から若干留意すべき事項につきまして申し述べさせていただきますと思っています。

予算現額が5,371億5,000余万円に対しまして、歳入決算額は4,908億9,000余万円、歳出は4,763億300余万円、また、歳入決算額引く歳出決算額の形式収支は145億9,000余万円、実質収支は38億8,000余万円と黒字を示しております。しかしながら、単年度予算決算の原則からいたしますと、予算現額と歳出決算額の差額が非常に大きい。その差額は608億5,000余万円の11.3%減となっている状況でございます。また、繰越額、不用額等が最近、年々ふえているという傾向にあることは、やはり課題を若干感じております。このことは、予算編成のあり方、あるいは執行計画の精査の詰めが足りないのではないかという感じを受けるところであります。

御承知のように、繰越額というのは、基本的には例外の処置であるわけでありませう。この金額があまり多くなっていくという傾向については、現に我々議会の立場からすれば、真剣な審議をしているわけでありませうから、600何十億円というのが、極端に言うところ、いわゆる空予算審議の感じさえするというところにもなるわけでありませう。調定額があまり多いということは好ましいやり方ではないと考えております。その課題について、経過をいただきながら、留意をされたいと、こういうこととさせていただきますので、見解をいただきたいと思っております。以上です。

尾崎財政課長 委員御指摘いただきました、繰越額、不用額等が多くなっていることについて問題があるのではないかと御指摘でございます。委員の御意見の中にございまし

たが、例外的なものではないかということでございます。私どもは、この例外的にふえている部分の1つの大きな要因は、経済対策にいずれも関連しているものであるということを申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、繰越額についてでございますが、22年度、また、さかのぼりまして21年度もでございますが、リーマンショックとか円高対策など、国の経済対策を実施してきた年でございます。その国の経済対策に呼応いたしまして、年度後半には経済対策としての追加の補正を多く行ってまいりました。年度後半に追加の補正を行いますと、その際には、翌年度に繰り越して使わせていただきたいということをおっしゃるわけで、議会にお願いしているものでございまして、この部分の繰越額が大きくふえている部分に関しては、予算編成とか執行計画に関して何か課題があったのではないかとはいえないということについては御理解をいただきたいと存じます。

それから、不用額についてでございますが、これも経済対策による要素が多くなってまいります。これはリーマンショック後の県内経済を支えるために、商工業振興資金の枠を十分に確保するという対策をとってまいりました。その枠に関しましては、年度が途切れる際に大きく変動があったりしてはいけないということで、年度末まで十分な枠を確保するというところで対策を講じてまいりました。その不用額の部分が大きくなってきている関係で、21年度、22年度はこの部分の不用額が大きくなってまいります。

とはいいまして、不用額の部分が若干多いのではないかと御指摘も21年度決算のときにもいただきましたので、23年度当初予算編成に当たりましては、経済状況を見ながら、この枠を若干抑えるということもさせていただきまして、不用額が大きく出ないというような対応もさせていただいているところでございます。以上です。

前島委員

繰越額につきましては、所要の手續をとられて、議会のほうにも出させているわけでありましてけれども、問題は、やはり繰越額が、来年に当たって、現金やその他の裏づけがきちっと担保されているかどうかということについて、議会の立場では非常にわかりにくいんですね。そういう観点に立つと、やはり単年度決算を原則とするという建前の予算編成、そういう決算のあり方でありまして、今のお話のように、不用額並びに繰越額が増加傾向に、毎年度だんだん上がっているということについては、やはり真摯に受けとめていかなければいけない。

議会の立場とすれば、真剣に議論をしていくわけですから、そのことはまず認めていって、いかに調定額を少なくしていくか、この努力をやっぴりやっぴりしてもらいたい。こういう感じをずっと何年か見ていて、そのふえている傾向について、やや警鐘を鳴らさせていただいたことでもありますので、どうかそういう点を執行部はしっかりと。我々議会は審議をしているわけですから、皆さんの予算に対して真剣な議論しているわけです。それが不用額や事故繰越が出たりして、そういう方向に、決算と予算現額が大きな差が出るということは好ましいことではないと重ねて申し上げさせていただきたいと思っておりますが、もう一度、その点の基本的考え方を聞かせてもらいたいと思えます。

尾崎財政課長

例外的な要素は経済対策でございましたけれども、原理原則の部分はしっかり留意して対応していきたいと思えます。

(自主財源比率について)

前島委員

次に、自主財源の比率について見せていただきました、歳入合計に当たって、収入財源は、前年度対比で39億3,000余万円上回っております。その主なる内容は、前年度より地方交付税が168億1,000余万円ふえていること。地方議

与税特別再配分、これは2年目になる状況でございますけれども、特例的な53億4000余万円、また、基金特別会計からの繰入金が168億8,000余万円、前年度よりも増しているという背景がまずあるということです。

そして、自主財源、依存財源の比率を見ると、自主財源が前年度に比して3.0ポイント増の37.7%、依存財源は3.0ポイント減の62.3%の数値を示しております。確かに単年度では、前年に比べて、そういう点では自主財源比率のポイントが上がっているわけでありまして。しかし、19年あるいは20年を見てみると、やはり全体を見ていきますと、自主財源の比率は非常に厳しい方向に向かっているということです。

それから、自主財源の比率というのは、再配分の譲与税であったり、交付税であったりという、非常に流動的な、固定的条件ではない点を考えあわせると、今後の国の財政状況を見込む中では、ますます交付税等、主に譲与税の再配分等々の問題は、非常に減額が予測されていくということの中で、今後の財政運営について、事業選別とか費用対効果の財政運営に特段の努力をしていただきたい。こういう点で留意されたいという意見書を提出させていただきましたが、その点についての御所見を承りたいと思っております。

尾崎財政課長

委員御指摘の自主財源についてでございますが、まさに御指摘いただきましたように、22年度は、前年度に比べ、額としてもポイントとしても改善をしているわけでございますが、しかし、これは地方財政をめぐる状況が根本的に改善したということを示しているものではないということは委員御指摘のとおりでございます。

と申しますのは、この自主財源の改善要因でございますが、国から経済対策で参りました交付金、これを一たん基金に積みまして、それを事業執行の際に取り崩して行うわけでございますが、これが自主財源に分類をされるということで、さかのぼれば、国由来の財源でございます。したがって、地方財政をめぐる状況が厳しいということには間違いがないという点であろうと思っております。したがって、国に対してもこの状況をしっかりと伝えていくとともに、地方財政厳しい折ですので、事業の重点化に努め、選抜をして実施をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

(県税収入について)

前島委員

それでは、続きまして、3番目につきまして、意見書の内容を説明させていただきます。県税収入についてでございます。県税収入額の決算は827億8,000余万円、前年度収入済額に比べて4億1,000余万円の減となっております。全体的には増収のような形になっておりますが、収入済額で見えておりますので、御承知をいただきたいと思っております。

その内容は、法人二税、地方消費税、軽油引取税等が若干増収になっておりますが、個人県民税、自動車税等が減収となったことなどにあつて、県税収入の環境は一層厳しさを増しているように思われます。特に今後、御承知のように、円高が長期にわたるとなれば、対外輸出関連企業に本県は支えられている傾向が強い。そういう状況の中で、貿易の収支、為替レート等の動向に大きく影響を受けるために、これからの県税収入は来年以降一段と厳しさを増していくんじゃないかという感じがするわけでございます。

そういう中で、いわゆる地域の生来のいわゆる企業立地関連の企業はもちろんのことでありますが、地域産業の振興をいかに図っていくか。このことが、基盤強化が非常に課題になっているわけでございます。御承知のように、ここのところ、企業の閉鎖・撤退が、これから正月に向かってかなり進んでいく心配があり、どうも本県は大変な状況に立ち至るのではないかという予測をしております。

こういう状況の中で、またあわせて、収入未済の収納対策が課題になって、努力

をされておりますが、もう少しその実行高を上げる必要を感じておりますが、含めて御所見を承りたいと思います。

上小澤総務課長 ただいま委員から、収入未済の収納対策のさらなる実行が必要と思われるという御指摘をいただきましたので、収納対策についてお答えさせていただきます。平成22年度末の県税収入未済額につきましては約36億8,000万円で、前年に比べまして3億5,000万円、率にして6.8%減少していますが、依然として、全国的に比べますと高い水準にごさいます。特に市町村に賦課徴収をお願いしてございまして個人県民税につきましては、税源移譲に伴いまして、収入未済額が増加していることから、収入未済額に占める割合が県税全体の約67%に至っております。県と市町村等が一体となった徴収対策がますます重要となってきました。

このため、平成20年度に県と市町村で設置しました地方税滞納整理推進機構につきましては、平成22年度末に予定していました設置期間を迎えることとなりましたが、3年間で47億円超の滞納整理の実績を上げていることや、市町村からの強い要望がございましたものですから、継続して実施していくこととしております。

また、給与所得者の個人住民税につきましては、毎月の給与から引き落とす、いわゆる特別徴収が未実施である事業所に対しまして、市町村と共同して、切りかえを促進する取り組みを推進しまして、引き続きまして税収の確実な確保を図っていきたくて考えております。

個人県民税以外の県税につきましても、引き続き、迅速な滞納整理を実施するとともに、タイヤロック装置を活用した自動車の差し押さえや、市町村との合同不動産公売、さらには、インターネット公売などにも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今後につきましては、こうした取り組みに加えまして、個人住民税の徴収を市町村から引き継ぎ、県が直接徴収する地方税法48条の取り組みの本格的導入に向けまして検討していくなど、これまで以上に市町村と連携した取り組みを強化していきたいと考えております。また、今後とも、新たな滞納をふやさないよう、早期に滞納整理に取り組むなど、収入未済額の一層の圧縮に努めていきたいと思っております。

ちょっと訂正がございまして、先ほど、収入未済額が前年に比べて3億5,000万円、率にして6.8%という話をさせていただきましたが、8.6%の誤りですので、訂正させていただきます。以上でございます。

(歳出総計について)

前島委員

歳出総計につきまして、意見書を提出させていただきました。決算額が4,763億3,000余万円の主たる性質別決算は、行政経費が2,247億2,000余万円、投資的経費が1,070億4,000余万円、公債費868億3,000余万円となっております。行政経費については、9億幾らであります。約10億円程度の節減、投資的経費については3億2,000余万円増となっているが、今後、さらに公債費及び社会保障関係費の義務的経費の増が見込まれていくわけでございます。行政経費の節減に特に努力をしていかなければならないと感じているところでございます。

特に人件費の削減は今後必須の課題に私はなってくんではないかと。引き続き、職員の定数、職員の給与の削減の取り組みが、国・地方で取り組まれていくというふうな状況を感じるわけですが、このことについてどのような所見を持っておられるのか伺いたいと思います。

尾崎財政課長

委員御指摘の行政経費の部分について、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

きます。行政経費全般に関しまして、委員御指摘いただきましたように、22年度は、社会保障費等の扶助費の増があった一方で、人件費等の削減努力、行革努力によりまして、行政経費全体では10億円の減となっているところでございます。公債費とか社会保障費が増加する見込みでございますので、県単補助金の見直しとか税収確保対策など、歳入歳出の面から財源確保に取り組んでまいりたいと考えております。

原間総務部次長 人件費の削減に向けた取り組みに引き続き留意すべきという御意見をいただいたわけでございますけれども、委員御指摘のとおり、持続可能な財政運営を確保していくためには、義務的経費の抑制に努めていくことが極めて重要でございます。特に人件費の削減あるいは抑制は非常に大きな課題であると認識をいたしております。質の高い県民サービスを将来にわたって安定的に提供できますよう、今後とも、職員数の適正な管理を行うなど、人件費の削減あるいは抑制に向けました取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

前島委員 限られた予算でございますし、何といたっても、行政経費をいかに効率あるものにするか、削減していくか以外には道がない状況だと私は思います。そのことは、国・地方を含めて共通した大きな課題であると思っております。御承知のように、我々も年金が廃止になりました。そういう状況の中で、やはり政治に携わっている議員並びに行政に携わっている我々の責任として、今日1,000兆円を超える大きな債務を抱える我が国の状況。山梨県においてもこれだけの大きな債務を抱え、県債を発行せざるを得ない状況も、大きな責任の一端を感じていかなければならない。

そういうことの中で、公務員の皆さん方が県財政に対して今までも努力をいただいているわけでございますが、これからはそれぞれ都道府県が主体的に自主的に、人件費の削減について取り組んでいくことが大変重要な時代に入っていると私は思っています。おそらくこの流れは、国民の皆さんの税負担の流れの中で大きな渦になって、行政経費、特に人件費の削減については、民間の給与等々と対比しながら、大きな世論が浮かび出てくる可能性を感じております。どうかそういう点で、今後とも努力を継続的にお願いしたい。そうすべきだと思っておりますが、総務部長の御所見を聞かせていただきたいと思っております。

田中総務部長 人件費の削減についての御質問でございます。本県におきましては、本年の4月1日までにつきましては、定数削減計画を定めまして、職員数の削減を行ってきたところでございます。この中で目標値を定めて行ってきたわけですが、本年4月1日時点におきまして、これを上回る達成を実現したところでございます。

定数削減計画の目標達成をもちまして、私どもとしましては、類似団体と比較しましても、現時点においては適正な人員数であると考えておりますが、委員の御指摘のとおり、持続可能な財政運営を実現していくためには、人件費も含めまして、行政経費の節減に絶え間なく取り組んでいくということは、これは大事なことだと思っております。

その中で、人件費の抑制も大きな課題であると考えておりますので、県民サービスをしっかり提供できる体制に配慮しつつも、職員数の適正な管理を行うということをしっかり心がけてまいりたいと考えております。以上でございます。

(県債について)

前島委員 それでは次に、県債について意見を述べさせていただきたいと思っております。平成22年度の発行額は、御承知のように950億9,000余万円で、前年比で21億余万円減とはなっておりますが、県債発行額が県債償還元金719億2,000

0余万円を単年度で231億7,000万円上回っているわけであります。このことは、財政健全化、財政再建の見地からいたしまして容易ではないという実感がございませう。

また、県債残高は、臨時財政対策債を含めて1兆333億余万円、前年度より207億余万円増となっていることは、言うまでもなく、私たちは重く受けとめていかなければならないと思っています。県債削減に一層留意をしていく努力が求められると考えておりますが、これらについての御所見を伺いたいと思っています。

尾崎財政課長

県債の削減についてでございます。我々のほうでコントロールできます通常の県債につきましては、22年度までの4年間で目標を上回る達成をしたところでございます。しかし、これで手を緩めることなく、今後4年間においても、さらに高い目標を設定いたしまして、600億円の削減を目指しているところでございまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

また、委員に御心配いただいております臨財債について申し述べさせていただきますと、これは発行額を県でコントロールできない部分ではございます。この部分については、他の地方公共団体とも協働いたしまして、国に対して、この臨財債の部分について改善を求めてまいりました。その結果でございますが、臨財債の配分のルールを見直すこととなりまして、臨財債については、それぞれの地方公共団体の財政力に応じた配分が考慮される形となっております。したがって、23年度当初予算を組ませていただくに当たりましては、臨財債の発行額を30%抑えることができる形となっております。この改善が引き続きなされるようにしっかりと注視していきたいと考えております。以上でございます。

前島委員

一番心配するのは、償還の額よりも、借り入れが毎年ふえていくということ。これは県債が実際膨れていくということです。このことの是正に全力を挙げなければならぬと思います。少なくとも、償還金を上回らない、そういう予算の編成の仕方、執行計画に取り組んでもらいたいと思うんです。

そういう点と、もう1つは、全国の都道府県、山梨県の類似県の状況を見せていただいて、山梨県の県債残高は非常に高いんです。特に高い。類似県の人口その他の状況を見ていって、これはやっぱり注意をしていかなければならない課題だと。例えばお話をしますと、富山県などは109万人の人口を持っていて、山梨県から見れば規模が大きい。それから、徳島県、香川県、佐賀県等々見せていただきました。そういう状況から見ると、県債の発行額ということについて、やや留意をしていかなければいけないと感じております。その点について、あわせて御所見をいただきたい。

尾崎財政課長

まず、委員御指摘いただきました、いわゆるプライマリーバランス——償還額と発行額のバランスを見ながらという点でございます。この点に関しましては、我々のほうでコントロールができます通常の県債の部分につきましては、プライマリーバランスの範囲内で発行するという、この部分に関しましては、過去4年間に続き、23年度に当たりまして、守っていきたい部分であると考えております。

それから、類似団体と比較してという部分でございますが、全国の標準財政規模と県債等残高の比率を出してみますと、その全国平均にしていくというのが前回の行革大綱の目標でございました。平均にしていくという行革大綱の目標は一たんは達成しているわけでございます。

一方で、ほかの団体も県債等残高の削減がこの4年間で進みまして、では、現在の平均と比べて本県の平均はどうかという部分に関しましては、全国の平均のほうにさらに進んでしまったという現状がございませう。したがって、この時点で県

債等残高の削減の手を緩めることなく、着実に600億円の削減が達成できるように、チャレンジ山梨行動計画に基づいて、削減の達成をしていきたいと考えております。以上でございます。

(中小企業近代化資金特別会計について)

前島委員

それでは最後に、今度は担当部局が違いますけれども、特別会計につきまして感じた点を意見書に書かせていただきました。長年課題になっております中小企業近代化資金特別会計の高度化資金貸付金償還の未済額111億6,000余万円については、長年議会でも議論をしてきたところであり、また、執行部も大変努力をされてきたところでありまして、整理機構などに依頼をして取り組んだ経過がありますが、実効はあまり上がらなかったということでございます。

しかし、一体今後どうするんだ、どう対応していくんだ、どう処理をするための取り組みをしていくんだという点について、どのようなお考えを持っておられるのか、所見を承りたいと思っています。

赤池商業振興金融課長 中小企業近代化資金特別会計の高度化資金についてでありますけれども、不良債権化しています高度化資金貸付金につきましては、委員からもお話があったとおり、平成20年2月から逐次、専門機関である株式会社整理回収機構、いわゆるRCCに委託して、回収に努めているところであります。平成22年度末では、委員御指摘のとおり、111億6,000余万円が未収となっておりますが、本年度に入りまして、担保物件が競売で落札されたり、連帯保証人に対して強制競売等の法定手続の対応等を実施したりして回収を図ってまいったところ、今年度、3億5,000余万円の回収を現時点で行っております。そういう中で、現在の未済額は107億6,000余万円まで減っております。

しかし、こういう中で、本年5月の預金保険法の一部改正に伴いまして、金融庁の方針で、来年度からRCCは受託できないということになりましたので、この9月議会で第三者委員会設置に係る予算を認めていただきました。10月から、本県出身の、元駒澤大学学長で弁護士の雨宮眞也先生に委員長となっていただきまして、大学教授、公認会計士で構成した委員会で処理方針を現在、検討していただいております。今後、第三者委員会からの意見を踏まえまして、議会とも相談しながら、県としてできるだけ早く処理方針を決めたいと思っております。以上です。

前島委員

この高度化資金につきましては、我が国のバブルが崩壊をして、大変な時代が訪れ、そして、特に中小企業の非常に経営基盤の弱いところへ財政投融资資金を投入するという、国の、規制を緩和した融資枠で融資が進められたという点で、非常に問題もあったんじゃないかと、私は思ってもいるんです。

このことについて、少なくとも国の政策を受けて、それに呼応したということでもありますから、万一これが不良債権になった場合、この近代化資金に対するとらえ方というのは、国はあくまで都道府県に対して回収責任を負うという形になるのかどうか。そういう点について見解を聞きたいと思っております。

赤池商業振興金融課長 高度化資金につきましては、今、国というお話でしたけれども、中小企業基盤整備機構という外郭団体が実施しています。そちらからお金を県が借りまして、さらに県の独自の部分を合わせて貸しているということで、先ほど言いました不良債権化して残っている107億円のうち約50億円は県のお金、60億円弱ぐらいが国からのお金ということになっています。

先ほどの委員の御質問につきましては、当然、不良債権はできるだけ回収しろというのが国の方針であります。ただし、国のほうもいろいろな要件がありまして、

一定の要件が整えば、先ほどの約60億円になりますけれども、国のほうについては免除してもらえらるという制度がありますので、その辺はよく国とも協議しながら進めたいと思っています。以上です。

前島委員

ぜひひとつ、その辺も鋭意努力をしていただいて、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思っています。

以上、6項目にわたりまして申し上げました。非常に財政環境が厳しい状況の中で、ぜひ奮闘努力をしていただきたいということを申し上げさせていただいて、私の意見書の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(歳出決算について)

望月(勝)委員

歳出面につきまして、一般会計のほうの全部局に対する不用額が、22年度は100数十億円に上る不用額ということで、今の財政状況が厳しい県の情勢を見たときに、やはりこういうものを早く処理をしながら、できるものはまた違うほうへ有効活用する、財源を生かしていくということの中で、この決算を見まして、質問させていただきます。

まず、当初のときに事業執行、予算計上するときに、1つの算定基準として、税収とか使用料とか、あと、対前年比の中で見込みながら、歳入を入れておきながら、また歳出の事業をおそらく組んでいく、そういう算定基準をしているんじゃないかと思えます。そのときにこの100数十億円という不用額が出た際に、県のほうでは、途中事業が終わったもの、また途中経過のもの、そういうものに対する事業執行の途中の予算計上したものの、経費を使ったものに対する途中経過の検証、特に事業が終わったもの、それから、入札が終わったもの、そして、差金が出るもの、そのものに対する途中経過の検証をどのようにしているのかお伺いしたい。

尾崎財政課長

入札差金などの具体の精査の状況はこちらでは詳しくはお答えできないところでございますが、全般的に、入札差金など事業の執行段階で不用になったものに関しましては、委員御指摘をいただきましたとおり、財源として活用ができる部分でございまして、こうしたものに関しましては補正予算の中で減額補正を行わせていただきまして、有効に活用させていただくということが重要であるのは委員御指摘のとおりと考えております。

したがって、昨年度もでございますが、2月議会において、こうした事業の執行状況を精査いたしまして、減額補正を行ってきております。そうしたものに関しては、財源を有効活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

望月(勝)委員

今、そうした途中の補正を組みながら、財源更正をしながら、補正でまたそれを調整していくということでございますが、この100数十億円の中から、実際に今の予算計上のときに、税収とか、あるいは使用料とか、いろいろ歳入の面を見込みながら予算を組んでいくと思うんですけれども、その中で、この100数十億円の中の、翌年度へこの不用額を調整して、県として使えるものは実質的にはどのくらいあるんですか。

尾崎財政課長

不用額のこの175億円につきましては、委員御指摘いただきましたとおり、このすべてが財源として余っているというものでは決してございません。実際に財源として活用できるものというのは、実質収支という形であらわれてくるものでございます。例えば22年度で申しますと38億円という数字でございます。この部分につきましては、御指摘いただきましたとおり、23年度の財源として活用させていただいているところでございます。以上です。

望月（勝）委員 今、30数億円が翌年度へ不用額が回るということでございますが、こういう不用額は、ことしあたり、特に台風状況、また災害状況が出たときの予備費的なもので緊急に使う、そうした財源流用というんですか、そういうことへの活用もできるわけですか。そこらをちょっとお聞きしたいです。

尾崎財政課長 実質収支の額に関しましては、色がついていないお金、一般財源でございますので、予算全体の中に入っております。台風等の災害に対しましては、別途、至急のものは対応できるように、枠的な予算を用意いたしまして、早急に対応できるような予算構成にしております。以上です。

望月（勝）委員 今、説明いただきまして、そうした状況の中の不用額の活用方法、状況は大体わかったんですけども、できる限り、補正等を通じながら財源更正をしてもらい、こうした財源の厳しい中ですから、また翌年度へ財源を有効活用していただくよう、そういうことをお願い申し上げまして、終わります。

（勤労者住宅建設資金対策費と勤労者福祉資金対策費について）

山田委員 部局審査のときには、収入未済額からいずれそれが不納欠損に行くという件を一貫して質問させていただきまして、各部局から前向きな御発言をいただいたり、あるいは非常に難しい問題を抱えているということも実感いたしました。その部分については今後見守りをさせていただくということで、今回の総括審査では、1点でございますけれども、産3ページにありますように、勤労者住宅建設資金対策費と勤労者福祉資金対策費の内容と費用対効果についてお尋ねします。

塚原労政雇用課長 委員から御質問がございました、まず勤労者住宅建設資金対策費でございますけれども、これは働く方々の持ち家を促進するための制度でございまして、昭和54年から実施いたしました。ただ、利用者の減少とか、低利の民間融資が充実したということがございまして、平成17年度限りで廃止をしたということです。このため、現在、新規の融資は行ってございませぬけれども、既に融資いたしました貸付残高に応じました原資の預託、それから、融資の完済までの利子補給を行っているというものでございます。

続きまして、勤労者福祉資金対策費でございますけれども、こちらは、主に従業員が300人未満の中小企業の勤労者を対象にいたしました、生活資金の貸し付けということでございます。具体的には、医療費とか慶弔費、教育費、住宅補修など、限度額100万円で5年でお返しいただくという制度でございまして、以上でございます。

山田委員 本来は利用者が多分いるんではないかと思っておりますけれども、まず住宅建設資金の部分ですが、もう平成17年で終わっているということでございますけれども、今現在、何人の方が償還の件数として入っているんですか。それから、勤労者福祉対策のほうは、実際の利用人数を、現在の積算で結構ですので、教えていただきたいと思っております。

塚原労政雇用課長 まず勤労者の住宅の関係でございまして、今残っております貸し付けの実績でございますが、平成11年度が26戸、それから、平成12年度が12戸、平成13年度が3戸、平成14年度が1戸、平成15年度はございませぬで、平成16年度が1戸という形で年々減ってはございまして、それが実績でございます。

それから、福祉資金のほうでございまして、平成22年度の融資金額は、件数は

5件でございまして、融資の総額が410万円になってございます。

山田委員 私からすれば、この制度があることは知りませんでしたし、実際にこのようなチラシをお配りしているようですが、現実、このチラシをどの程度に配布されているのか。私から見れば、もっと利用する方がいるはずだと思っておりますので、どの辺のところまでこういう広報をしているのかを教えてくださいませんか。

塚原労政雇用課長 委員御指摘のとおり、この融資制度の周知に関しましては非常に問題があったという認識を持っております。今年度からできるだけ周知に努めたいということで、今現在、緊急雇用の事業でございますが、雇用の安定推進委員という者を各地域に何名か配置してございまして、その方たちに、この、今、委員がお示しいただいたリーフレットをお持ちいただいて、各企業さんを回って周知に努めているということがございます。それから、各労働局、ハローワーク、それから、中小企業団体中央会のほうにリーフレットを設置していただいているという状況でございます。

山田委員 今の話は今後されるという話ですか。これまでやってきたことですか。

塚原労政雇用課長 この4月に実は金利の見直しをしまして、前は1.9%であったものを、0.1%下げまして1.8%という金利にいたしました。それを契機といたしまして、今年度からそのような形で積極的に広報させていただいております。

山田委員 非常に残念です。せっかくこういう制度がありながら、県は何をやっていたんだと。こういう厳しい雇用情勢であればあるほど、雇用が厳しければ、勤労者の分でこういう制度があるということをやっぴり教えていけば、表現がちょっとよくないかもしれませんが、サラ金に行かなくてもよかったのかなという人たちのことも聞いておりますし、わりあい使い勝手がいいというふうにも思っております。さらに、金利の1.8%なんですけど、結局は、最大1.2%の保証料が必要になれば、現実、少額の金額、100万円という上限ではありますけれども、3%になるということでありまして、この制度自体の使い勝手としては決して低金利ではないのかなと思っておりますが、今後、実質金利を下げていくとか、さらに使いやすくしていく努力についてはいかがでしょうか。

塚原労政雇用課長 委員御指摘のとおり、借りる方のニーズに沿った形で不断の見直しをするということは非常に大切だと思っております。他県の同様の制度がございますので、その動向などを勘案しながら、不断の見直しをしていきたいと考えてございます。

山田委員 今年度まだ進んでおりますけれども、ぜひたくさん利用件数、少なくとも5件とかそんな程度でないようお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(中小企業への金融支援について)

早川委員 中小企業への金融支援として、県の出資法人である産業支援機構が直接行っている設備貸与資金についてお伺いします。部局審査のときに細かくお伺いしましたので、今回はある程度まとめてお伺いします。

小規模企業等設備導入資金は、予算枠16億5,000万円に対して執行額が約5億5,000万円で、執行率にしますと33.4%。そして、もう1つの、県単独中小企業設備貸与資金は、予算枠5億円に対して執行額が約2億3,000万円で、執行率にしますと46.9%。この2つの資金は執行率が低くて、予算枠に対して

の不用額は、合計で約13億6,000万円に及んでいます。21年度と20年度の執行率も調べてみますと、平均40%未満と低く、ある面では制度が有効利用されていないとも考えられます。

もちろんこの原因としましては、景気低迷による資金需要不足もありますが、実際に私が中小企業の方々や現場に聞いてみますと、産業支援機構のこの制度自体を知らないといった経営者が多いのではないのでしょうか。この制度には最大で4,000万円まで無利子といった有利な資金があるのもほとんど知られていません。

これは予算枠を全部使えばいいと一概には言えないんですけども、いずれにしても、例年、予算枠に対して執行率が4割というのは、この制度の何らかの改善が必要じゃないのでしょうか。まずは金融機関との連携強化に加えて、商工会議所や各業界団体に対して、これまで以上に積極的なPRなどの周知方法の改善が必要と考えますが、御所見をお伺いします。

赤池商業振興金融課長 中小企業近代化資金特別会計の中の設備貸与の部分についてですけれども、こちらについては、先ほど委員御指摘のとおり、産業支援機構が行っているものです。県としても、これまでホームページとか、PR用パンフレットを活用して、制度を周知し、利用促進に努めてまいりました。また、実施機関である産業支援機構においても、月1回発行する機関誌への掲載や、2,000社ほどの機構登録企業への折り込みなどを実施しているところです。

しかしながら、先ほど御指摘ありましたように、執行率が低いということですので、PR方法についても、今後、支援機構とも協議しながら、金融機関や商工団体との連携による有効な周知方法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

早川委員 またさらに、公的資金の役割として、この資金の金利のある程度の引き下げや、1件当たりの利用限度額の拡大、これはあくまでも中小企業の活性化のための政策的な施策として行うことが、ある面、この制度を有効利用するのにつながるんじゃないかと考えますが、この点について御所見をお伺いします。

赤池商業振興金融課長 先ほど委員からもお話があったとおり、県下の厳しい経済状況において、中小企業が設備投資に踏み切れないような状況もあると考えております。ただ、やっぱり制度の利用促進を図るために、市中金利の状況などを勘案しながら、金利の引き下げについても検討していく必要があると考えています。

また、利用限度額の拡大につきましても、小規模企業を対象とした国の制度において来年度から限度額が引き上げられる予定であると聞いております。このため、中小企業を対象とした県単独制度におきましても、設備投資の資金需要額を十分把握した上で、限度額の引き上げについても検討していきたいと考えております。以上です。

早川委員 この制度の改善は、中小企業の経営者からも要望、また、ある意味ライバルである金融機関の現場からも、リスク分散という観点から実際上がっていますので、ぜひ来年度の制度内容の改善を期待して質問を終わります。

(商店街の空き店舗活用への支援について)

永井委員 商店街の空き店舗活用への支援についてお伺いします。現在、甲府市など中心市街地では空き店舗が目立っておりまして、その活用対策が活性化につながるのではないかと期待されております。そんな中、県としても、22年度さまざまな事業を行っておりますけれども、商店街空き店舗対策として力を入れてやられたことは何でしょうか。まずそこからお伺いします。

赤池商業振興金融課長 現在、商工会議所などの商工団体では、これから商売を始めようとする方々に、経営ノウハウを身につけていただくための商業セミナーを実施しております。県では、このような取り組みを、商店街の活性化につなげていくための方策として、商店街の空き店舗を活用して創業しようとする方々に対して、市町村が家賃等の一部を補助する場合、当該市町村に対して支援を行っております。これは初期の設備投資などの出店時には多額の経費を要することから、家賃や初期の改修費用の一部を一定期間補助するものでありまして、創業者の負担を軽減しながら、空き店舗への出店を促すことにより、商店街の活性化を図ってまいったところでありまして、以上です。

永井委員 今おっしゃられたようなさまざまな対策が講じられて、平成22年度単独では22店舗に対し家賃や改修費用の一部を補助したということで、平成19年度から、新規創業、家賃補助対象数も年々ふえてきているということで、成果のほうにも書いてありました。では、どれぐらいの割合の店舗が現在も商売を続けられておりますでしょうか。

赤池商業振興金融課長 これまで補助を受けられた店舗のうち、約85%が現在も営業を続けています。空き店舗への入居を促進し、商店街の活性化を図るという目的に対しては、一定の効果を上げているものと考えています。以上です。

永井委員 かなりのお店が継続して商売を続けられておりますけれども、残りの15%の方々が、何らかの理由でお店を畳まれております。先ほどおっしゃった家賃補助や創業時のセミナーも重要ですが、経営が始まって資金補助がなくなるまでの間と、補助が終了した後のフォローも大事だと考えますが、店舗が定着するための支援についてはどのようにお考えでしょうか。

赤池商業振興金融課長 甲府商工会議所では、補助の条件としまして、出店計画作成時に中小企業診断士による指導を行うこととしております。また、補助期間終了後、毎月の売り上げ状況の報告を求め、必要に応じて経営指導を行っております。他の商工会等においても同様に、経営指導員による経営指導が行われております。

県としましても、補助期間中はもちろん、補助が終了した後に、事業が継続して、店舗を引き続き経営していただくとということが非常に重要だと考えておりますので、商店街の活性化に向け、今後も市町村及び各商工会、商工会議所など商工団体に対して、創業者への継続的な指導を改めて呼びかけてまいりたいと思っております。以上です。

永井委員 おっしゃられたとおり、経営指導というのは商工会議所等の仕事ですけれども、県費を投入して行った事業です。ぜひ県としても商工会議所等との連携した継続的なところをよろしく願いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

(宝石美術専門学校について)

飯島委員 先ほどの永井委員からもありました中心市街地の活性化ということでは、平成22年度は、宝石専門学校が愛宕山からいわゆるココリへ、鳴り物入りで移転しました。そして、中心市街地の活性化に寄与するという意気込みで。スタートの年ですから、いろいろ試行錯誤もあって、パーフェクトというのは無理かもしれませんが、移転して約1年たつ中で、さらに魅力ある学校づくりを進めたと報告があります。いわゆる地場産業であるジュエリーのエキスパート養成のための教育機関

として、愛宕山とは違って、具体的にどのような効果、成果が得られたのか、まずお伺いしたいと思います。

藤本産業支援課長 ただいまの御質問にお答えいたします。具体的にどのような成果、効果が上がったのかということでございましたが、移転に向けまして、前年の平成21年度から2カ年にわたりまして、有識者や関係機関、業界の代表者で構成いたします、アクティブビジョン検討会というものを設置いたしました。この中で、入学者の確保、就職支援、新たな魅力づくりについて検討を進めてまいりまして、移転の機会をとらえまして、さまざまな活動を進めております。

具体的に言いますと、地元商店街の方を対象としましたキャンパスツアーとか、えびす講祭りにおける学校開放、それから、空き店舗でのイベントなどを実施しておりまして、学生にとりましても、商業的な視点あるいは消費者の視点での作品づくりなどに効果があったと考えております。

また、県内外の高校への積極的なPRもございまして、この結果とあわせまして、入学者確保の面でも効果があったと考えております。さらに今年度になりまして、NHK、フジテレビ等の取材を受けまして、番組の中で扱われております。こうしたことも中心市街地に移転した効果であると考えております。以上です。

飯島委員

移転に伴って、そういった支援の組織をつくられて、学生もやる気が起きるように、作品づくりもスキルアップした、マスコミにもそれなりの効果があったという御答弁をいただきましたが、宝石学校が移転して、町中が変わったとか、この間も青島校長と話す機会があって、ちょっと意見交換をしたんですけども、例えば若者もいるわけですから、イベントの参加はあったかもしれませんが、街並みにオブジェをつくったとか、日常目で見るといったものはまだなされていないと思います。今後そんなことも取り組みながらやっていただきたいというのと、やはり学生にとっては、今こういう経済状況でもありますから、就職が本人も親御さんも一番の関心だと思います。その辺の、就職率の向上に寄与するという案件については、今回の、さっきおっしゃった効果があらわれたということとあわせて、どんなふうに成果があらわれたのか御答弁をいただきたいと思います。

藤本産業支援課長 就職率の向上という御質問でございますが、移転に伴いまして、宝飾業界の方々も学校へ訪れる機会が増加しております。また、先ほど申し上げましたように、空き店舗を活用しました業界との共同イベントを開催するというところとか、甲府ジュエリーフェアでインターンシップを実施する。こうしたことで、就職活動前から業界と学生が接点を持てる機会がふえているところでございます。

こうした取り組みを行いましたことで、平成22年度、23年3月の卒業者の就職率は向上しておりまして、また、今後もこうした取り組みを続けまして、高い就職率が維持できるように努力していきたいと考えております。以上です。

飯島委員

平成22年度3月時点での就職率は前年度より向上したという御答弁です。今年はまだどうかということなんですが、多分厳しい状況かなと思うわけですが、さらに頑張っていたきたいと思います。

それから、この宝石学校は、ビジネス、デザイン、プロダクト、マネジメントという一貫したトータルの学習を目指しているということです。宝石は山梨の地場産業ではありますが、御存知のとおり、インドとか中国とか、そういった先進諸国がかなりの攻勢でやっているわけで、特に、時代に合った、学習のカリキュラムの見直しとか工夫もどンドンしていかなければいけないと思いますが、ことは、そういうことを念頭に置いてどんなことをなされたのか。御答弁をお願いした

いと思います。

藤本産業支援課長 移転・整備に合わせてカリキュラムの見直しがなされたかということなのですが、カリキュラムにつきましては平成19年度に抜本的な見直しを行っておりまして、22年度、昨年度の移転に伴う見直しは行っておりません。ただ、工夫した点でございますけれども、中心市街地への移転を機に、業界で活躍中の卒業生などへの学びの場を提供します高度技術専門コースというものがございまして、この専門コースにおきましてCAD活用基礎講座をはじめとします科目増設をしております。内容の充実は図ったところでございます。以上です。

飯島委員 カリキュラムの充実を図ったということですが、先ほども申し上げたように、中国とかインドとかそういう先進諸国に伍していくには、やはり語学力はもう欠くことができないと思うわけですが、語学に対してのカリキュラムは、具体的に今どうなっていて、ことしはどうしたのかお答えいただきたいと思います。

藤本産業支援課長 ジュエリー産業は非常にグローバル化しておりまして、コミュニケーション、語学が必要だということにつきまして、委員御指摘のとおりでございます。現状、宝石技術専門学校には、海外からの留学生がおります。たしか、二、三名おるといふふうに承知していますが、海外へ展開していきます語学のカリキュラム等については、まだ重点的充足をされている状況ではないと考えております。

石井委員長 飯島委員に申し上げます。決算の審査にかかわらない事項に質疑が及んでいます。

飯島委員 決算のことを踏まえて、将来的なこともお願いしたいということで、引き続きやっていただきたいと思います。

最後に1点、平成22年度の歳入歳出決算説明書、資料の産の8ページの一番下なんですけれども、決算報告書107ページ、宝石美術専門学校。ここで、学校運営費の執行残、それから、宝石美術専門学校整備事業費の執行残が2,050万円ぐらいあります。ここはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

藤本産業支援課長 学校に伴う経費、学校運営費の執行残が1,950万円、整備事業費が100万円余となっております。まず1,900万円のほうの執行残が大きいというふうな御指摘かと思われます。学校運営費全体に係る経費でございますが、これは中心市街地への移転、それから、施設管理に伴う経常的な経費につきまして、執行を縮減した結果でございます。主なものを申し上げますと、新校舎への引っ越し経費の削減分が約400万円、それから、コンピューターのリース料の削減分が約360万円、それから、9月に移転した新しいビルの共益費の確定に伴います予算との差額が約340万円となっております。以上です。

飯島委員 経費を無駄遣いしないで削減したという努力だと思います。業務もそうですが、専門学校につきましてはほんとうに期待度が高いものですから、引き続き、取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

(単独事業費の増加について)

小越委員 まず、監査委員の意見書6ページに、「投資的経費は2,070億円何がしで、前年と比較して0.3%増加した。これは単独事業費の増加によるものである。構成比22.5%と前年より0.2ポイント増加している。公債費は868億、前年と比較して95億、12.4%増加し、構成比も2.1ポイント増加している。公債費の

増加は、一般単独事業債や国の地方財政対策により発行した臨時財政対策債等の償還が増加したことなどによるものである」という記載があります。これは平成21年度の監査委員の指摘、決算のときと全く同じですけれども、この監査委員の指摘についてどのような認識があるか、まずお伺いしたいと思います。

尾崎財政課長 意見書の中の委員御指摘の箇所でございますが、この箇所につきましては、要因分析の部分でございまして、指摘という事項ではないと考えております。その前提に立ちまして答弁をさせていただきます。まず、要因分析をさせていただいているところでございますので、その要因を申し述べさせていただきます。県単がふえているという点でございますが、これは国の経済雇用対策に呼応する形で、前年の2月補正で、国の交付金を活用する形で経済対策を実施いたしました。したがって、その執行が22年度になっていると。そういったことで、3億円余増加ということになっているものでございます。以上でございます。

小越委員 監査委員の指摘ではないと。監査委員に聞くことができないので、残念です。私は指摘されていると思っています。「今後とも努められたい」というふうに書いてありますので、指摘だと思います。

それで、今、経済対策によって県単とかがふえたとお話がありました。公共事業の拡大で景気対策を昨年度も県債発行をやったと思うんですけれども、有利な交付金を使っての公共事業も拡大したと、先ほどもお話がありました、経済対策で行ったとありますが、22年度事業費で、当初予算413億円、補正予算で次々にふやしていきまして、プラス190億円、県の負担が98億円もふえた。これは行政改革大綱の取り組みに書いてあります。21年度も、補正予算で183億円ふえ、県負担を2億ふやした。2月補正でどんどん繰り越ししているわけですよね。22年度もそれをしたということになりますと、投資的経費がふえ、県単独事業の負担がふえ、公債費の増加につながる傾向という指摘は、23年度も続くのでしょうか。

尾崎財政課長 この傾向が続くのかという点でございますが、公債費に関しましては、臨財債も含めまして総体的には上昇するという傾向にございます。これはこの年に実施したものだけでございまして、過去、平成10年代に経済対策を実施しております、その部分の償還がふえてきておりまして、そういったことの要因によるものでございます。一方で、県債残高に関しましては、行動計画に基づきまして計画的に削減をしておるものでございますので、中長期的に見ますれば、この部分は下がってくるものと考えてございます。以上です。

小越委員 「投資的経費がふえ」という監査委員の指摘のところが、先ほどの説明でも、経済対策で2月補正でお金を入れたということですが、22年度も同じことをしているので、23年度もこの監査委員の指摘が続くんだと私は思っています。投資的経費がふえ、県単独事業の負担がふえ、公債費の増加につながる。23年度もこのままではいかなものかと私は思っています。
(財政支出構造について)

そして、今、経済対策というお話がありました。また、交付金によっていろいろな経済対策をやったと思うんですけれども、これによって景気はどのようによくなったのでしょうか。よくなったという指標があれば、それを示してもらいたいと思います。

尾崎財政課長 その部分につきましては、現在、お示しできる数字を持ち合わせてございません。

以上でございます。

小越委員 先ほど前島委員からも御指摘がありました。景気対策をしたというわりには、県税収入は、法人税のところはふえております。しかし、個人県民税、個人事業税は減額しております。法人分と合わせて、県税が相殺されるというか、マイナスになってしまっている。このことから見ても、県民所得は減っているという認識でよろしいでしょうか。

上小澤税務課長 個人県民税につきましては、課税の対象となるのが前年所得ということになっておりますので、平成22年度の個人県民税につきましては、平成21年所得が対象となっております。その関係で、法人事業税との違いが若干出てきているかと思っております。以上です。

小越委員 そういいましても、今年の23年の予算を見ますと、個人県民税のところは、前年度と予算はほぼ同じです。法人のところは約2倍になっています。そして、事業税、これは法人のところはほぼ倍です。しかし、個人のところは減額の予算を組んでおります。ということは、22年の分が持ち越されるといいましても、実際的には県民所得は減っていると私は思っております。景気対策をやっても個人所得がふえていないことは大きな問題だと思いますが、その点の認識はいかがですか。

尾崎財政課長 恐れ入りますが、質問の趣旨をもう一度御説明いただけますでしょうか。

小越委員 先ほども言ったんですけれども、景気対策に伴って、経済対策で県単公共をふやしたというお話がありました。しかし、個人県民税も減っている、所得も減っている、景気対策を行っても個人所得がふえていないことが大きな問題だと思いますが、それはどうしてなのか、認識についてお伺いしたい。

石井委員長 執行部、答えられますか。

尾崎財政課長 決算に関わることでございますれば、答弁をさせていただきたいと存じます。個人所得に関しましては、さまざまな要因があるものでございまして、国の経済対策、地方公共団体の経済対策、その1点によってどのように改善したのかという部分については、数字をお示しするところが難しい点でございます。以上です。

小越委員 決算の歳出状況を見ますと、土木費の割合は今回16%です。土木費の割合は、ずっと全国1位を続けて、一昨年21年度は2位でした。しかし、22年度も、私は多分上位だと思います。21年度は、民生費は44位、教育費39位という割合の総務省の調べでの数字、これは今回の22年度の財政の支出構造を見ても、ほぼ変わっていないと思います。土木費をもっと使うのであれば、景気に直結する、個人所得をふやすようなもの、そして、個人所得が減っているのですから、暮らしやすさをよくするために、福祉的な措置、そこにこそお金を使うべきだと指摘していきたいと思います。

(公債費の増加について)

次に、監査委員の指摘にありました公債費のことについてお伺いしたいと思います。公債費の増加は臨時財政対策債の償還が増加したものと書いてありますけれども、臨時財政対策債、昨年は540億円発行しております。普通の県債、臨財債を除いたものが407億円ですので、臨財債のほうが県債よりも多くなった。これが逆転したのは22年度です。

長野県ではこういう状態を異常事態とおっしゃっております。これからも、今後の公債費や借金返済が、臨財債がふえていく中で重くなっていくのではないかと思います。認識はどうでしょうか。

尾崎財政課長

臨時財政対策債に関しましては、元金・利息を含めまして、国のほうで100%補填されるものでございます。この償還の部分が当然ふえていくわけでございますけれども、その部分に関しましては、先ほど前島委員の答弁でさせていただきましたように、配分のルールに改善が見られ、現に23年度当初予算では、臨時財政対策債を減らした形で配分がされております。公債費に関しましては、平成10年代の経済対策の償還がしばらく続きますが、中長期的に見れば、県債等残高は削減していくものと考えております。以上です。

小越委員

歳出に占める22年度の公債費は、先ほど監査委員の指摘がありましたけれども、18.2%、前年度よりも2ポイント以上高いです。23年度は、予算で見ますと、公債費の歳出に占める割合は19.1%です。これはかなり高いと思っています。

先ほどもお話ししました総務省の調べによりますと、21年度の決算の公債費の負担が一番高かったのは、徳島県で19.31%。ちなみに、山梨県は平成21年度16.67%です。今回18.2%ということになりますと、歳出に占める公債費の割合が山梨県はかなりの上位になると私は推測しています。公債費、これは借金返済ですから、必ず返さなければならない。義務的経費として削減のしようがないかと思うんですけれども、これからその負担を減らすことを考えなければいけないと思っています。

先ほど、中長期的にはとおっしゃいましたけれども、公債費は27年度には920億円を超えると想定されると聞いております。県の財政課がつくった資料によりますと、21年度決算の地方債残高ですけれども、山梨県の人口1人当たりの借金は、順位とすれば、首都圏近郊9団体で、人口1人当たり、少ないほうから最下位、すなわち、一番多いんです。首都圏近郊の中で一番借金が多い。全国でも少ないほうから42位、つまり、上から7番目です。こんなに多いんです。そのことをやはり私はとても心配に思っています。

先ほど義務的経費を減らすとおっしゃいましたけれども、この表で見ますと、人件費の歳出に占める割合は、首都圏で少ないほうから1位です。だから、首都圏の中で人件費の削減が一番やっているのが山梨県なんです。もうこれ以上人件費は減らせません。じゃ、扶助費を減らすか。それでは、窓口無料のところの負担がふえていくとありますが、それはほぼ変わりません。1億円、2億円ふえるぐらいだけなんです。やっぱりこの財政の硬直化は、公債費の負担がこれから一番大きくなっていくのではないのでしょうか。いかがですか。

尾崎財政課長

公債費に関しましては、繰り返しになりますが、過去の経済対策を実施いたしまして、今、それを懸命に償還しているところでございますので、しばらくは高どまりの傾向が続きます。一方で、現在、経済対策なども県負担額を抑制する形で実施をし、行動計画に基づきまして県債等残高を削減することとしてございますので、中長期的に見ますれば、この部分は減っていくと考えております。以上です。

小越委員

地方交付税が措置されるといいんですけれども、基準財政需要額の見直しが次々に行われていて、今回、地方交付税をもらい過ぎたから、今度、返還しなければならない。65億円積んであるのもありますよね。地方交付税を措置されても、借金返済に消えていくのであれば、本来必要な政策を縮小することにならないか心配なんです。22年度の地方交付税1,283億円のうち、臨時財政対策債、借金の分

はお幾らあったのでしょうか。

尾崎財政課長 その部分に関しましては、分析が必要なものでございまして、現在、数字を持ち合わせておりません。

小越委員 臨時財政対策債は、平成13年度99億円から始まりまして、200億円台がずっと続いています。お話によりますと、平成13年の分も今返しているということですよ。今回544億円を臨財債ですととなりますと、あと10年、20年もかかって、あるいは30年もかかって、これ、返済していくとなると、非常に負担が大きくなると思っています。

県債残高が減ったと再三おっしゃるんですけども、臨時財政対策債分を入れると1兆円を超えております。22年度の通常県債7,051億円、企業債、債務保証を入れて8,050億円の残高ですけども、臨財債は2,646億円もあります。これからもふえ続けていく。27年度には、臨財債残高3,826億円、通常県債7,232億円、2対1の割合ですよ。借金残高の3分の1が臨財債なんです。県民にとって、借金を返すということは同じです。県債が減ったと言うよりも、財政硬直化の中では、臨財債を含めての借金のことを県民に知らせるべきだと思いますが、いかがですか。

尾崎財政課長 繰り返しになりますが、臨時財政対策債は、地方公共団体でコントロールができない部分でございまして。それ以外の通常の県債の部分につきましては、これまでの削減の達成をさらに上回る600億円の削減目標を立てて、今後、削減をさせていくという計画を立ててございます。

それから、コントロールができない臨時財政対策債の部分に関しましても、配分のルールの変更を国に求めた結果、そうした改善がなされて、現に23年度は、臨時財政対策債の発行の割合が減っております。この部分に関しまして、引き続き改善がなされるように注視をしていきたいと考えておる点でございまして。以上です。

小越委員 ほんとうにそれでいいのかと疑問です。臨時財政対策債は減ったと言いますが、379億円も今年の予算に出ています。200億円を超えております。臨時財政対策債が大幅にふえたのが21年からですけども、交付税措置がない県債発行もしてきたと思います。これは県単公共事業を含めて、景気対策になかなか結びつかないものを含めて、県債の発行をしてきたこともしっかり認識しておかないと、後で大きな借金返済になると思います。

例えば鳥取県のホームページに、鳥取県の見解だと思ふんですけども、臨時財政対策債についてもすごい指摘があります。基準財政需要額、交付税措置してもらいますが、返済時、その財政事情を……。

石井委員長 小越委員に申し上げます。質問は簡潔にお願いします。

小越委員 財政事情を踏まえた所要額が地方交付税で交付されるとは限りません。地方交付税の基準財政需要額が毎年見直されている。約束した借金返済の部分が削減されている。だから、これを踏まえて、県民にすべてを明らかにする必要があると、鳥取県のホームページにはこう書いてあります。県の見解です。

なのに、山梨県はどうして臨財債を除いて、減った減ったということを……。私は非常に心配だということを指摘しておきたいと思います。危機感が少し欠けているのではないかと思います。以上です。

質 疑 知事政策局、福祉保健部、農政部関係

(社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費について)

山田委員

部局審査では、収入未済額と不納欠損額について一貫して質問してきましたが、皆さんの御答弁によって、ぜひ今後も引き続き回収に努めていただきたいことをお願いしまして、個別に1点だけ質問させていただきます。

福11ページになりますが、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費の執行状況と執行残について、この決算書だけでは全体像が見えませんが、その状況をお聞かせいただきたいと思っております。

横森児童家庭課長 ただいまの御質問にお答えいたします。社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費でございますが、22年度は、児童養護施設クローバー学園の耐震化の工事でございます。それから、立正佼成院の乳児院のスプリンクラーの設置、救護施設の清山寮の工事、それから、利息などを含めまして2億5,921万2,000円の執行でございます。

執行残でございますけれども、基金が21年度から引き続いておりまして、21年度には、障害者の施設のグリーンヒルホームの耐震化、それから、スプリンクラーのほうでも、ケアホームでありますケアハウスランタン、障害者支援施設の第二仁生園などのスプリンクラー工事が済んでおりまして、これに22年度のものも含めております。23年度にも、工事のほうは、スプリンクラーで4件ほど工事を予定しておりますので、最終的に23年度末で執行残として見込まれる金額は2億4,816万円余でございます。

山田委員

それでわかりましたが、数年にわたる基金の事業なのですが、ここのところよく皆さんの御質問から出ているように、不用額が出るということについてどうこうというよりは、努力の結果という場合もありますので、一概に言えないんですが、最終的にいわゆるやり残しのないような計画に沿っているかどうかについてだけお答えをいただいて、質問を終わりたいと思っております。

横森児童家庭課長 耐震化等の基金の事業を起こしましたときに、調査を一斉に行いまして、耐震化の場合には、昭和56年以前に建築した建物が対象、それから、スプリンクラーの場合には、1階建てとか、あとは面積で対象外になるようなものもございますので、それらの施設をすべて調査いたしました中で、21、22、23年度におきましてすべての事業が執行できるようにということで進めております。以上でございます。

(医師確保対策について)

山下委員

執行部から資料をいただいた、医師確保についての質問をさせていただきます。意見書のほうにはある程度、大体、私の考えを書かせていただいたんですけども、二、三質問をしてまとめたいと思っております。

就学資金制度の全国の資料を提出していただきました。これを見させていただいてわかるとおり、いわゆる一種、二種、三種というふうな分かれた形でやっているのは、本県を含めてそれほど多くないということでございます。それがいいか悪いかわからない、これからまたお話しするとして、なぜ一種は5万円、二種は13万円、三種は大学院生を含めて5万円というふうな形で就学資金制度を分けたのか、まずその辺をお伺いしたい。

吉原医務課長

医師就学資金の貸与事業でございますが、委員のお話のように、3種類のものを

用意しております。平成19年に創設させていただいておりますが、当時、山梨県を含む10県が医師不足10県ということで、国のほうから地元の大学の医学部の定員枠の増員を認めていただくことになりましたが、その際、条件といたしまして、就学資金制度を設定することがございました。ということで、一種、二種、三種の就学資金制度を設立させていただいております。

特にこの中で、本県として柱となるのは第二種の医師就学資金でございまして、これにつきましては、山梨大学の学生を対象にして、月13万円を貸与というというものでございます。やはりこれは県内の大学に進んでいる学生が卒業して、そのまま県内に定着をしてもらえるようにというのが大きな目的でございます。これに対しまして、一種の就学資金につきましては5万円ということでございますが、いわゆる免除となる要件の勤務年限を短くしております、山梨大学に限らず、広く医学部に進んだ学生が山梨県内の病院に勤務していただくということでつくったものでございます。あわせまして、医学部を卒業してから、やはり医師としてスキルアップを図ろうという方もいらっしゃる、そういった方々が大学院へ進んで、大学院で学んだ後、山梨県に残っていただくということも考えまして、大学院を対象とした三種もということでございます。

基本的な貸与額につきましては、学費を念頭に置きまして、二種につきましては、それに加えまして生活費も勘案する中でそれぞれ額を設定させていただいたところです。

山下委員

そうやって、できるだけ幅広い形で、基本的には山梨大学を中心というふうな格好なんですけれども、当然、これはお金を貸すだけじゃなくて、要するに、要件を満たせば、お金を返さなくてもいいですよという制度なわけですよね。

返還免除の要件というのはどういうふうになっているんですか。

吉原医務課長

まず一種でございますが、医師免許を取得後6年間のうちに3年間、県内の公立病院等に勤務していただくということで全額免除というものでございます。山梨大学の学生を対象としました二種につきましては、医師免許を取得後15年間のうちに9年間以上、県内の公立病院等に勤務していただくことによって免除になるというものでございます。それから、最後、三種、大学院生を対象としているものですが、これにつきましては、大学院の修了後直ちに3年間、県内の病院に勤務していただくということで免除になるというものでございます。

山下委員

私が山梨大学の医学部にちょっと伺ってみると、ことしは125名前後、プラスアルファというふうに入学生、1年生は聞いているんですけれども、残念ながら、留年してしまう生徒が6年間で50人程度いるというふうな話です。6年間、この制度はあるんですけれども、仮に留年した生徒の場合にどのような対応になるんですか。

吉原医務課長

本就学資金につきましては、留年あるいは休学期間についてはその間は貸与を中断いたします。改めまして、進級したり、あるいは復学した時点でまた再開するというものでございます。

山下委員

となると、2、3年生のときに上がるのが一番難しいと言われているらしいですが、このときにダブってしまったと。そうすると、1つずれていくわけで、6年生のときには7年目になるわけですが、ダブった1年間はいただけないということですか。

吉原医務課長 そのとおりです。

山下委員 総括審査のときにわかるように、当局に資料を整えておくようお願いしておいたんですけども、要するに、この制度はメインが山梨大学の医学部のわけですよ。ということになると、山梨大学の医学部の事実上の県内・県外の比率はどういうふうになっているんですか。

吉原医務課長 学生の出身の状況ということですが、今、約700人程度が1年から6年まで在籍していますが、県内出身者は170人程度、県外が530人程度ということで、県内の出身者は24から25%、4分の1程度ということでございます。ただ、やはり地域枠という制度を20年度からつくっていただきまして、毎年30人は県内の出身者が入学できるということで、今、1年生から4年生までこういった地域枠で入学した学生がおります。ですから、1年から4年ということで見ますと、若干、出身者の割合は高くなっている。5年生、6年生ということで見ますと、県内の出身者は2割程度という状況です。

山下委員 その中で、この医師就学資金制度をもらっている、県内・県外の方々の数字もお願いしておきましたので、それもお願いします。

吉原医務課長 現在、山梨大学の学生で就学資金の貸与を受けている学生が約268人おります。このうち、県内出身者は167人というような状況でございます。

山下委員 細かい数字をまだそちらのほうから聞いていないんですけども、一応、資料もいただいて、この一種、二種、三種を当時もらっている方から、だんだん人数が減ってきているわけですよ。平成19年度、一番最初のときには、始めた当初ということもあったんですけども、一種の5万円をいただいていた方が、114名だったんですけども、平成22年、ことし23年度ももらっているんですけども、33名に減っているんですよ。一番最初のときには114名、23年度、今年ももらっている人が33名。二種の方々も、一番最初は県内外両方で55名だったのが、今年ももらっている人たちは27名。別にもらわないからだめだということじゃないですが、そういう数字になっているわけです。

その中で、結論から申しますと、意見書の中で私は、5年目に差しかかっているだけに、もう一度、この医師就学資金制度の一種、二種、三種は、ほんとうにこの金額でいいのかどうか。当然、成果は上がっていると思います。だって、山梨県に勤めれば、今まで借りた分がみんな、ただになるんですから。要するに、県民の税金を使ってお医者さんをつくってあげているんですから。山梨県の地域枠で、県内の子供たちが地域枠によって山梨大学に入って、そして、医師就学金制度をもらう。これはとてもいいことだと思います。13万円程度、金額の多い少ないは、他県にもいろいろほかの例がありますから、それはそれでいいと思うんです。

問題は、5万円の数字です。今度の9月の条例改正で、臨床研修の2年間を、卒業したら、必ず山梨大学で、いわゆる県内で受けなければいけないという条例改正がされたわけです。優秀な子供が仮に千葉大学の医学部へ行きました。そうすると、彼らは臨床研修も自分の千葉大学でやりたいから、みんな、そこで専門を含めて全部やってきてしまう。そうなってくると、山梨県出身の優秀な子供たちはまず帰ってきません。

要するに、今もらっている人たちはその制度はありませんから、5万円もらっていて、臨床をやって、専門までやって、そして、帰ってくる。先ほど言ったように、3年間とにかくこちらへ帰ってきてやりさえすれば、5万円の6年間の360万円

というお金は結局払わなくてもよくなるわけですがけれども、これから、新しい、優秀な子供たちが外へ、仮に言ったら、信州大学でも、新潟大学でも、どこでもいいですよ、ほかの県の大学へ行ったときに、今度は、臨床研修を必ず県内の公的機関でやらなければいけないというふうになってくれば、5万円すら、優秀な生徒はまずそれを受け取らないでしょうね。受け取らなければ、山梨県に帰ってくる義理はないから、優秀な子たちはずっと外へ行ってしまうという可能性が出てきてしまう。

それと、山梨大学の医学部も、前期試験で多分地域枠を拾って、後期試験は多分、自治医大だとか優秀なところ、もっと高いところを受けて、残念ながら受からなかった子供たちがかなり受けてくる。その子供たちはほとんどが大体県外です。ほんとうに9割以上です。そうなってくると、その子供たちは、この制度を多分受けたとしても、すぐ帰ってしまう。9月の条例改正は、1つは、山梨医大をベースにとにかく逃がさないぞと。これだけ医師確保をやるために臨床研修もやれば、必ず専門もやるだろうと。専門もやれば、必ずそのまま医師として勤めるだろうということで、その考え方は十分わかりますが、今後、一種の5万円、三種の大学院生、ほんとうにこの制度が有効に活用されているのかどうか、ぜひとも大いに検証すべきだと私は思います。最後に御所見だけ伺います。

吉原医務課長

委員おっしゃられるように、これまではこの制度、5年目になりますが、やはり山梨大学の学生を県内にというところを柱にやっけてまいりましたので、こういったことで、内容的にもこういった施策を補強させていただいたところがございますが、5年が経過した中で、今言った、一種、それから、三種、こういった資金を得ている学生たちが今後どうなのかということにつきましても、委員の御意見等を参考にしながら、検証しながら、またできるだけよいものにできるように検討を進めてまいりたいと思います。

(看護職員確保対策について)

永井委員

看護職員の確保対策の実施についての質問をしたいと思います。近年、看護職員の数は、医師の数と同じように不足が叫ばれています。安定的な医療行為を行うためには、医師確保も重要ですが、それと同じように、看護職員の確保も必要不可欠ではないでしょうか。そこで、何点か、看護職員の確保についてお伺いさせていただきます。

まず、看護師確保のために、既に資格を持っているけれども、結婚や出産等で現場から離れている潜在看護職員の方を掘り起こすことが重要だと思っております。22年度、潜在看護職員臨床実務研修を実施されて、22人の方が参加されていますが、参加人数が若干少ないような気がします。募集活動やPRをどのようにやられているのでしょうか。また、この研修をされて復職された方は何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。お伺いします。

吉原医務課長

潜在看護職員の復職研修事業でございますが、これにつきましては、県の看護協会のほうに委託させていただいて、実施しております。委員がおっしゃるように、昨年、22人の方が受講されておりまして、その中で再就業に結びついた方は17人いらっしゃいます。

この事業についてのPRをどうしているかということですが、看護協会のほうで把握をしている潜在看護職という方々が700人ぐらいいらっしゃいます。こういった方々に、看護協会やナースセンターのほうから、ナースセンターダイレクトというようなものを送付させていただく中で事業の周知をしていただいたり、あるいは、ホームページ等に事業の掲載をさせていただいているという状況でございます。

永井委員

23年度は、この制度は国の基金などを利用して、既に参加の人数がふえていると承知をしております。資格を持っていて、復職したいけれども、やはり現場から離れている時間が長いと不安なものだと思います。日進月歩の医療現場で最新の現場に触れる機会は非常に重要だと思います。おっしゃったとおり、看護協会と連携をして、さらなるPR活動を展開して、潜在看護職員の掘り起こしに努めていただきたいと思います。また、復職された方が17名ということですが、臨床を体験した後の復職までのフォローも非常に大切だと思いますので、その部分もしっかり指導をしていただきたいと思います。

次に、新たな看護職員を確保するというのも重要なことですけれども、現在いる職員をやめさせない指導も必要だと思います。新人看護師の離職率が高い中で、新人を指導される方々の育成も重要になってくるのではないのでしょうか。平成22年度から始まった新人看護職員研修責任者研修は、そのような観点からも非常にいいものだと思いますけれども、22年度はどれぐらいの研修を行ったのでしょうか。

吉原医務課長

新人看護師の研修につきましては、昨年22年に法律改正がされまして、努力義務化されたことによりまして、この研修を22年度から始めているところでございます。これにつきましては、山梨県立大学のほうにお願いをしまして、5日間30時間の研修を行っているところでございます。昨年は36病院から約50人の方が受講していただいているところでございます。

永井委員

36病院から50人が受講されたということですが、県内には60の病院があると認識しております。各病院、さまざまな事情はあると思うんですが、せっかくいいプログラムですので、残り24病院の方々にも参加していただけるような働きをよろしくお願いたします。

最後に、人口10万人当たりの看護師の数が、平成20年と比べておよそ65名ふえて、平成22年は752.1人となりましたが、県の看護職員需給見通しからすると、この数は足りているのでしょうか。お伺いします。

吉原医務課長

看護師の数ということでございます。委員おっしゃるように、人口10万人当たり約752人ということでございますが、平均は上回っておりますが、全国では31番目ということでございます。本年3月に、新しい看護職員の確保のための需給計画を策定して取り組みをしていますが、その際に、今後5年間の需給見通しを立てております。この見通しによりまして、今後5年間このままの状況でありますと、看護師は不足する状況が続くと見込んでおります。

永井委員

皆様の御努力で年々看護師の数がふえてきているとは思いますが、やはり医療現場に耳を傾けますと、まだまだその数が足りていないというような声を伺います。潜在看護職員の掘り起こしや、新人看護師に対してのアプローチ、修了指導が、看護職員の需給見通しを引き上げる結果につながると思います。今後も継続した看護師確保対策をぜひよろしくお願いたします。以上です。

(福祉保健部所管の基金残額について)

小越委員

福祉部関係の不用額についてお伺いします。まず、不用額のうち、基金の状況についてお伺いします。福祉部関係の基金が11本、22年度残高で127億5,000万円あるとお伺いしました。それで、23年度で終わるといものがほとんどで、1つ、地域医療再生だけちょっとありますけれども、23年度で基金が終わるという中で、22年度は127億円も残っております。今後のこの基金の執行状況の見通しはどのようになっているのでしょうか。

鈴木福祉保健総務課長 11基金ございまして、22年末で127億円残額があります。これは執行率ということだと思いますと、積立額の43%を使っております。今年度23年度予算にも、差し引き67億円を9月時点までで積んでおります。その後も、23年度、24年度の基金もございまして、執行率は22年度末で43%ということですので、その倍以上は使う予定でございます。残額が幾らというのはまだ確定しておりません。

小越委員 これ、残りますと、会計検査院からも指摘がありましたけれども、返還しなくてはならないということで、せっかくいただいたものを、所得が減っている中で、暮らしに役立つ、福祉対策に力を入れるこの基金は大事なものだと思っています。この中で1つ、部局別審査のときもお伺いしましたが、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、22年度末で、28億円に対して21億3,000万円残っているんですけども、多分、スプリンクラーのほかに、小規模特養などの施設整備のお金に使えることになっていると思います。22年度は21億円も残っているんですけども、21億円残っている中で、施設入所を何床つくったのか、また23年度はこの基金で何床ぐらいつくれるのか、ほとんど基金が終わるのかどうかお聞きしたいと思います。

布施長寿社会課長 基金全体では、施設居住系、委員の御指摘の中で、地域密着型特別養護老人ホームで4期計画の、当初計上の1.5倍に当たります435床、小規模老人保健施設で29床、認知症グループホーム117床、合わせて581床を計画をしております。それから、22年度の実績の中ですと、内数になりますけれども、地域密着型特別養護老人ホームで29床、それから、認知症グループホームで36床分という状況でございます。

小越委員 22年度は29床と36床で、これが内数で、基金が23年度で終わるので、581床できるということですけども、そうすると、この基金はほぼ全額使い切るという見込みなんでしょうか。

布施長寿社会課長 使い切るように予算も計上させていただきまして、今、市町村におきましても頑張っているところでございます。内容的に、施設系の今の状況ですが、市町村のもともとの介護保険事業計画、それから、終わらせる分についても、いずれも個別の事業の推進に取り組んでいるところでございまして、施設居住系につきましてはおおむね順調かというところでございます。あと、小規模多機能型居宅介護などの事業者選定、公募などにおきまして、一部、なかなか手が挙がらないという状況もございまして、そこを市町村は最終の詰めを行っているところでございます。いずれにいたしましても、この基金の活用を十分に図れるように、今、頑張っているところでございます。

小越委員 そうしますと、この21億円の基金をほぼ使い切って、580床くらい増床したというふうに確認したいと思います。

ただ、例えば特別養護老人ホームの待機者は6,800人もいらっしゃいます。この基金を使い終わってしまった後に、まだ600床しかふえていませんので、待機者6,800人を解消するにはまだまだ施設整備がおこなわれていると思いますが、この基金が終わった後にはどのようにされるんですか。

布施長寿社会課長 この基金につきましては、全国共通でございますけれども、介護基盤の整備に

つきましても、当然、これからも第5期計画を盛っていく中で進めていかなければならないと考えております。国でも、この期間延長等につきまして、国の予算編成過程の中で検討されると承知しております。各地方、我が県におきましても、国のほうに引き続き、その支援措置がとられるよう要望をしておるところでございます。今後、国の予算編成過程の状況等を見まして、適切に対応させていただきたいと考えております。

小越委員

この基金はほぼ使い切るということで有効に使われてきたのかと思いますけれども、まだまだこの需要はたくさんあると思いますので、ぜひ国に対しての予算要望も含めて行ってもらいたいと思います。

この基金が、このようかなり使い切ったものもあれば、残るに違いないというものも幾つかあります。その1つが、妊婦健診の健康診査基金です。部局審査のときにも聞いたんですけれども、全国で妊婦健診の基金がありましたけれども、ほかの県に比べて、山梨県は異常にお金が残っていると思います。妊婦健診の基金の残額が、たしか、ここによりますと、妊婦健康診査支援事業費は不用額が1億48万円残っています。これもたしか23年度で終わるといふふうに聞いています。部局審査のときに、14回助成していると。だから、やっていると。妊婦さんの数が少なかったか、需要がなかったというか、健診する人がいなかったからとか言うんですけれども、それでこんなに残るはずがないと思うんです。そうおっしゃるのであれば、そういうふうにおっしゃっている理由があつて、それは幾らだったんですか。

大澤健康増進課長 前回のところでもお答え申し上げましたように、基本的には14回すべてを、受診した部分をすべての方に助成できるようなカバーということで積算をしておるところですが、前回は申し上げたような形で、届け出等がおくれたり、あるいは出産日数が早まったりというようなところで、おしなべて割り戻しました平均が1人当たり11回ぐらいの受診ということで、その分も含めて少なくなっているということでございます。

小越委員

たしか、そのとき、麻生さんが大臣だったと思うんですけれども、本来、国の通達は、全額すべて無料にするために基金を造成した。国の通知はそうなっていると思います。県によっては非常に差があるわけです。県によりましては、茨城などは11万円分出しているところもありますし、山梨県はたしか8万4,000円ですよ。ほかの県では11万円も出しているのに、山梨県は8万4,000円分しか出していない。それも、今の話でいきますと、11回分ぐらいしか平均やっていないということになりますと、国がせっかく基金を積んで、妊婦さんが安全で安定した出産ができるように、子育て支援のためにやった基金が使われないでいってしまいます。山梨県の8万円台と、ほかの県の11万円との差はどこから来ているんですか。

大澤健康増進課長 この単価についても1回6,000円というところと、それにあわせて、23年度からは、ヒトT細胞白血病ウイルスの分2,290円、クラミジア抗原の検査として1,920円、これは別途、新しい検査を盛り込むべきということで引き上げたというお話をさせていただきました。1回6,000円という額につきましては、これまでの市町村主体で実施されましたときの実績等を勘案して、6,000円という額で医学的に必要とされる標準的な項目はカバーできているというようなことです。市町村長さんとこれを実施していただいている産婦人科医会の先生方で十分協議をされたということで、この6,000円という額を市町村がお決めになったということで、この額の半分を県のほうの基金から出しているということ、十

分検討させていただいていると理解しております。

小越委員

22年6月の厚生省の通達によれば、「一層の公費負担の充実を図れるよう、貴管内市区町村に周知徹底をお願いする。公費負担の改正、内容を踏まえて」と書いてあるんですね。市町村が決めたんじゃないで、この基金を受けているのは県なんですから、この6,000円の枠を外れないですと、6,000円じゃなくて1万円かかるときとかも含めて、妊婦健診の負担が多くなっているんです。ほかの県では11万円分全部出ているのに、なぜ山梨県だけは少ないのか。せっかく基金があるのに……、これ、返さなければならぬんですよ。そして、これがもし来年終わってしまったら、この基金はどうなるんですか。そのことは県はどのようにお考えですか。

大澤健康増進課長

妊婦の健康診査の基金については、今の予定では23年度末までということでありまして、今、総合的な子育てについての子ども子育て支援システムというものを平成25年度から施行しようという動きもありまして、それまでの間、延長できるかどうか国の方で検討していただいているようでございますので、予算編成過程の中で国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

小越委員

国が予算編成の中で基金をそのまま延長するのであれば、ほかの県と比べて山梨県だけ低いのは不公平だと思います。麻生さんが言ったみたいに、全額公費でできるように、県から各市町村に逆にこういうふうに厚生省から来ているわけですから、それを指導してもらいたいと思います。

(民生費の不用額について)

もう1つ、不用額についてお伺いします。民生費で17億円、衛生費で9億5,000万円、合わせて27億円から28億円ぐらいの不用額が福祉部関係で残っていると思います。この中でも、部局審査のときにもお話をした、重度心身障害者医療費助成事業の不用額が2億394万円、ひとり親家庭が4,168万円、そして、乳幼児の医療費7,373万円。これ、3つとも窓口無料でやっているものです。毎年毎年このぐらい、不用額が億単位で残るんです。毎年残る。今年も全部で3億円ぐらい不用額が残りました。なぜこのように多く残るのでしょうか。まずお聞きしたいと思います。

鈴木福祉保健総務課長

医療費関係3つでございますが、まず予算編成時におきましては、過去の伸びとか傾向を見まして、これが絶対不足することがないように予算編成をしているわけでありまして。これら医療費は請求額が確定するのが2カ月後ということで、2月補正予算で減額という時点におきましても、正確な推計がちょっとやりにくい、難しいものであります。なおかつ、突発事項、季節的事項等ありますので、余裕を持った編成ということもありまして、2月補正で減額をしない場合があるということでございます。

小越委員

福祉に関係するものは、多目にとってあって当然だと思います。だから、不用額が残るのは当然だと思うんです。それで、いつも言われるのは、窓口無料を含めて、社会保障の義務的経費がこれから歳出を圧迫していくというふうにお話があるんですけれども、でしたら、この3つの窓口無料の医療費の今後の推移はどのようにお考えでしょうか。

鈴木福祉保健総務課長

3つの医療費とも、20年度に窓口無料化した時点で一時的に大幅に増加しました。その後も増加しておりますので、このままの状態で行くと、減少するこ

とはないと考えております。

小越委員

一時的に19年から20年に18億円から26億円にふえました。しかし、その後は、ほとんど変わらないんです。県の財政の見通しを見ていまして、21年度が26億円、22年度が27億円、23年度が27億円というふうに1億円ふえていくだけで、ほとんど変わりません。社会保障の経費負担がふえる、窓口無料が大変だと言いながらも、財政の見通しでは、窓口無料の負担はそれほど変わらないんだということを指摘しておきたいと思います。

(県立病院の独立行政法人化について)

次に、県立病院のことについてお伺いします。部局審査のときにもお伺いしました。県立病院が経営改善をされたということで、主要施策成果説明書にありました。県立病院の繰出金は、従来と変わらず、38億円とお伺いしました。そのうち、11億円が収益として計上できなかったものが、今度は会計基準が変わって、11億円収益となった。つまり、会計基準が変わったという、独法になったというだけで、何もしなくても11億円増収できたんです。経営努力があったというのはわかりますけれども、一番経営改善したのは、この11億円を、独法に伴って、今まで収益に上げられなかったのを収益に計上したからではないですか。

吉原医務課長

先の部局審査のときにお話をしましたが、やはり独法にしたことによりまして、病院が一丸となってかなり経営改善に取り組んだということでございまして、医療収益が15億円ふえているというのが事実でございますので、これは間違いなく全部、努力の結果だというふうに考えています。

小越委員

経営改善したのはもちろんです。7対1看護や、新規の入院患者をふやす、それから、平均在院日数を短くするというのももちろんなんですけれども、11億円を今までしなかったのが、突然、何もしなくても11億円お金が入ったわけなんです。

そして、経営改善をしたと言いますが、部局審査のときにお話ししましたが、基準ベッド20床を去年6月に削減しました。そうしましたら、独法だから、議会で議決は必要ないと。でも、独法にしなかったら、議会の議決が必要なぐらい大事なことなんだろうと思います。県立中央病院はやっぱり県民医療の中核をなす病院ですから、県立病院が何もせず20床減らしたということがあっていいことかと思えます。そこで、病院建設時の地方交付税の措置あるいは補助金も含めて、20床減らしたことで、国からの返還を求められたりすることはないのでしょうか。

吉原医務課長

国からの返還、そういった対象にはなりません。それから、ただ減らしただけではなくて、前回もお話をしましたが、この20床につきましては、特に外来化学療法をする患者さんが非常にふえているということで、そのための転用をしたということで、患者さんの治療に大いに役立っているということでございます。

小越委員

返還を求められないというふうに言いますが、県民の税金でつくった病院ですよ。県民の税金でつくった病院を20床減らすということは、県民に対して知らせてもいませんし、今後の地域医療計画とも絡んでくる話です。

そこで、20床減らしましたが、県立病院、例えば県立中央病院は、病床利用率は、昨年度どうなっているのでしょうか。20床減らしてと、それから、減らす前ではどうなんでしょうか。

吉原医務課長

昨年度の県立病院の病床利用率は76%程度でございます。20床減る・減らないということでそんなに大きな数値、若干は当然分母が減りますので、高くなる

うことはありますが、変わらないと思います。利用率というところは76%程度で
ございます。

小越委員 中央病院が691床のときは、平成21年度の病床利用率は78.1%です。22年度は671床が分母ですよ。それで、75.9%。2.2ポイント減です。これが691床を分母にすると、病床利用率は75.9%よりもっと下がると思います。それは分母が違うんですから。公立病院の改革ガイドラインは、70%が基準になっています。70%を切ると、3年続けてなると、これは困るということをおっしゃっていますけれども、だったら、20床減らしたことによって、地域医療がどうなっているのかということをおっしゃりたいんです。この20床減らしたことによって、地域医療計画——地域医療計画は圏域の中のベッド数を管理しています。それとの関係で、20床減らしたことによって、どのような影響があったんでしょうか。

吉原医務課長 20床の削減の影響ということですが、基本的に病床利用率は100%ということであれば、この20床が減ったことによって、そこで受けられない患者さんがほかの病院へ行くとか、そういったことも出てくると思いますが、満床ということではないので、20床減ったことによって、患者さんへの影響はないと考えています。

小越委員 ということは、地域医療計画というのはどのようなものなんでしょうか。ベッドをふやすということは、じゃ、20床を減らすこともできますと。ほかの病院で20床ふやすということが今後できるんですか。

吉原医務課長 基準病床数がそれぞれ決まっておりますが、また、地域医療計画の中で決めてございます。本県の場合は、基準病床数を実態の病床数が上回っているという状況にございますので、例えば今の20床が減ったということでも、基準病床数よりもまだ実態のベッド数が多いというのが現状でございます。

小越委員 ということは、20床減らしても、ほかの病院ではふやすことができないわけですよ。じゃ、ほかの病院はどうなっているのか。例えば県立中央病院から、後方病院として、リハの病院とか、それから、回復期の病棟があります。そこは今、ほとんど満床になっているんじゃないでしょうか。県立中央病院は、早くきれいに治すと言っておりますけれども、早くきれいに治すということは、診療報酬の一番高いところを中央病院が持っています。

石井委員長 小越委員に申し上げます。独法等、審査に……。

小越委員 はい、わかりました。そこは次、行きますから。

石井委員長 質問を変えてください。

小越委員 早くきれいに治すということは、診療報酬が高いところを県が一番持っているわけですよ。それに伴って、地域の医療機関がどのような影響をこうむっているのか調査をされたでしょうか。

吉原医務課長 影響ということでの調査はいたしていませんけれども、それぞれの病院の役割がございまして、やはり県立中央病院の場合は、急性期を受け持つ病院ということでございますから、早くきれいに治すという、おっしゃったとおりの方針でお

りますが、それは患者さんにとって最も適切な治療をした上でということが前提になっていると思います。

退院した後、地元、地域の病院でも受け入れができるようにということで、昨年からは、地域医療連携室というのを各病院が持たれていますが、そういった方々が一堂に会して、そういった患者さんの連携ができるような取り組みを進めているということで、努力はしていただいているというふうに理解しております。

小越委員

県立病院の経営はよくなりました。お金はちゃんと入ってきます。一番高い診療報酬のところをドットとっているわけですから。しかし、それに伴って、ほかの後方病院のところはどうなっているのか、ぜひ見てもらいたいと思います。その中ではいろいろな御意見がたくさんあることを私も聞いております。中央病院さんで受けていただけるのか、また2週間後にすぐ帰らされるとか、いろいろなお話も聞いています。経営の努力のことだけを見ると、県立病院はよくなったかもしれませんが、でも、地域医療の中での県立病院の役割をもっと含めて私はやってもらいたいと思います。

以 上

決算特別委員長 石井 脩徳